

低地オーストリアのバンタイディングについて

——中世末期における村落集會の構成と運営——

山田 欣 吾

一 まえがき

いまからちょうど四年まえ、増田四郎教授によって、はじめて、中世農業史をグルントヘルシャフトの視角からのみとらえることの非が指摘され、中世における村の形態と村落團體の實體を究明することの必要が強調されていらい、わが國の西洋史學界においても中世村落の具體的研究がぼつぼつ現われはじめてきた。まだ分量の點では必ずしも多くはないが、それらの中には増田教授自身の「中世初期における西南ドイツの村落形態」をはじめ、伊藤榮氏による村落共同體の經濟構造と共同體用役權をめぐる一連の劃期的な研究があり、中世英國についても藤原浩氏、鵜川馨氏により領主制と村落共同體に關する好研究が發表された。これらの研究を通じて、中世農業史における村落の意義は、いまや誰の目にも明らかとなった。村落共同體

は中世の農業生産における基本的單位として認められ、その經濟構造と生産の営みはかなり具體的な點にまでたちいて究明された。しかし、こうした成果の反面、中世村落の研究ははじめてまだ日が浅く、なお未解決の問題を數多く残している。とりわけ研究の遅れているのは法制史的側面の分析である。すなわち、生産活動をも含めて村落の日常生活がいかなる權威により、いかなる組織と手續きを通じて秩序づけられ保證されていたかという點の研究であるが、それは中世村落法制史の中心課題であるにもかかわらず、本格的にはまだほとんど取り扱われていない。たゞ、これに關しては、前記藤原氏らの研究が問題封建的土地所有と村落共同體の關係、その間に相補關係があるかないかという觀點から鋭く追及しており、村裁判のあり方にも一應の分析を加えているが、なにもふんにも英國における農村史料そのものの制約は大きく、細かい點の具體的記述まで

には及んでいない。したがって、こうした中世村落研究の弱點をうめるためには、ワイズテューマー (Weistümer) という好個の史料を利用できるドイツの地域で村落法生活のようを研究することがとくに要請されてくる。そして、そのような研究は、ドイツ中世法制史固有の問題連關の中でいえば、中世國家生活の末端構造いかんという問題、いいかえれば、中世社會の政治秩序を最下部でにっていた權力はグルントヘルシヤフトであったか否か、中世村落は公的生活の基本單位として機能しなかつたか否かという問題に直接つながる重大な意義をもっている。

これはまことに大きな課題であって、短時日の研究によりよく解答しようところではもとよりないが、こゝで私は、そうした問題に迫るための準備作業というだけの意味において、とりあえず、低地オーストリア (Niederösterreich) のワイズテューマーに基づきつつ、そこにおいて „Banntaiding” という名稱でよばれている村落集會の構成と運営とをできるだけ具體的に記述し、そこに現われる限りでの中世村落生活のあり方を考察してみたいと思う。その際、あらかじめ断っておかなければならないが、問題の對象が村落集會のみに限られる關係上、それ以外の場で行われる日常的司法活動その他の法生活については、ここではまったく取り扱われない。

(1) 「中世村落研究の問題點」(「政經論叢」三一、昭和二年九月)。また、同じく増田教授の「ドイツ中世史研究における都市と農村」(「一橋大學創立八十周年記念論集」昭和

三〇年一五七頁以下)をも参照。

- (2) 「一橋論叢」三八—四、一九五七年。
- (3) 「中世後期におけるドイツ村落共同體の資料について」(「西洋史學」二九輯、昭和三十一年)。「中世後期における *Markrecht* の特質」(「法制史研究」六、昭和三十一年)。「ドイツに於ける農業共同體の構造」(「史學雜誌」六五—六六、十二號、昭和三十一年)。
- (4) 藤原浩「中世イングランドの領主的支配と村」(「史學雜誌」六六—三、昭和三十一年)。鶴川馨「非莊園的所領と村落共同體」(「社會經濟史學」二二—五、六號、一九五八年)。

二 史料と „Banntaiding” の語義

この論稿の中心資料はグスタフ・ヴィンター (Gustav Winter) 編の *Niederösterreichische Weistümer*. 4. Bde. 1886—1913 である。補助資料としては、他地域とくにスタイエムマルクのワイズテューマー、Gottweig 修道院その他の土地臺帳 (Urban) を参照した。利用した文獻資料は引用の折々に註記する。

ところで、本来ならば、まずバンタイディングの研究におけるワイズテューマーの資料的意義についてふれなければならぬのであるが、許された紙数の枠が非常に狭く、また、それに ついてはさきに本誌の八月號で H. Bahl の書物を紹介した際に若干ふれてもいたので、ここではたらいって論じないこととする。ただ、その點について一言だけ費しておくならば、ワ

イズテューマーとバンタイディングは中世村落法制的現実のなかでは、いわば、構造的に關連していたのであって、バンタイディングとよばれる集會において作成され、適用された法こそがワイズテューマーに外ならぬのである。このことは以下の記述が進むにつれておいおい明らかとなるであろう。

さし、Niederösterreichische Westtümerには五六一個所、七六五點のテキストが集録されている。その中には嚴密な意味ではワイズテューマーといえないものがかかり混入しており、それらを除外すると結局低地オーストリアのワイズテューマーの數は四八八點となる。この數はオーストリア全土の史料總數（嚴密な意味でのワイズテューマー）七六〇の過半数、六四%をしめる分量である。

年代	史料點數
13世紀	2
14	22
15	191
16	348
17	166
18	57
19	3
計	789

ヴィンターの集録に含まれているテキストの時代的分布は、編者自身の數字にしたがえば上表の通りである。そのうち、十三世紀の二點はまったくワイズテューマーの體裁をなさぬ特殊文書であつて、こゝで

は問題にならない。嚴密な意味でのワイズテューマーが初めて現われ、したがって、バンタイディングの記事が初めて現われるのは一三三〇—四〇年代である。しかし、傳承されたテキストの記録年代は、周知のように、そのワイズテューマーが現實に用いられた時代の下限を意味しているのであり、テキストに

記された内容は、しばしばそれより數世紀も前からの、そして、場合によっては記録時には既に過去のものとなつてしまつたような歴史現實を反映していることがある。だから、バンタイディングの記事が十四世紀中頃から初めてワイズテューマーに現われるからといって、制度そのものの始期をすぐさまその時代に求めることはできない⁽¹⁸⁾。また同様に、ワイズテューマーが十六世紀に最も多いということは、バンタイディングという制度の最盛期が十六世紀であつた、ということだけをただちに意味するものではない。つまり、ワイズテューマーはバンタイディング研究のためのまたとない好史料であるが、制度の發生と展開と消滅の動態を分析するためには、それだけでは不十分なのであり、とりわけ、古い時代については諸種の證文(Trkunden)、新しい時代については下級裁判所の裁判記録(Protokoll)の利用が不可欠になつてくる。しかし、そのことはこの小論の枠内でよくなしうるところではないので、こゝでは主に十四—十六世紀の史料を用いて、制度をむしろ靜態的な斷面圖において觀察してみたいと思う。十七世紀以降を一應區別したのは、その時代になるとようやく衰退現象を顯著にしてくるバンタイディングが以前の時代のそれから多くの點で變容していた點を重視してのことである。

さて、"bannriding" という語は中世オーストリアの諸史料において二つの意味で使われている。第一は、低地オーストリアとスタイエルマルクのワイズテューマーを通じて、ほゞどのテキストにもでてくる「年に三回 bannriding を開く」

し、「*bann*」の「居住者はすべて *banntaiding* に出席すべし」「何にともあれ一切の訴訟は *banntaiding* においてなされるべし」といった用い方である。高地オーストリアからザルツブルク、チロールにかけては、右のような規定の際に *banntaiding* にかわって、それと同じ意味で *ehafttaiding* という語が多く使われた。この場合の *banntaiding* および *ehafttaiding* がある集會を意味していることは明らかである。それが一體いかなる集會であるかは、この論稿全體を通じて明らかになれるべき問題であるが、純粹に言葉の問題としてそれを考えるならば、まず、*taiding* は古ドイツ語の *tagadinc* から派生した言葉といわれ、J・グリュムによるとそれは特定の日に特定の地域で開かれる裁判集會を意味した。しかし、規定語 *bann* の方の解釋については厄介な問題があつて、諸研究者の間でも見解は一致してないが、ここではそのうちの最も妥當と思われるもの一つ、H. Baldi の意見にしたがつて、それをある権力の行使される領域 = *Banngebiet* の意味に解しておく。そうすると *banntaiding* は「言葉の意味としては一應」一つの権力領域において開かれる裁判集會」と解釋しうることとなる。これとまったく同じことは前に述べたもう一つの同義語 *ehafttaiding* にもいえるのであつて、それがフランク時代から正規の裁判集會をなすのに廣く用いられたラテン語 *placitum legitimum* のドイツ語譯であることは疑いなく。

第二に「*banntaiding* という語は今日われわれがワイズテュー

マーという學術語でよんでいる文書をさすのにも用いられた。もっとも、すべてのワイズテューマーがそうよばれたわけではない。オーストリア全體を通じてワイズテューマーの異つたよび方を數えあげたらその數は恐らく數十にものぼるのである。しかし、そうした名稱の多様性は一應あるにしても、同時にまた、すぐ目につくのは低地オーストリアとスタイエルマルクのテキストの過半数が、*Banntaiding zu A. od. B. (地名)* と標題されていることである。そしてこの場合にも高地オーストリアからチロールにかけては、その代りに *Ehafttaiding* ……が多く使われるのである。つまり、先にみたように本來は特定地域の集會を意味した *banntaiding* という言葉が、ここではその集會において作成され記録される法的名稱として轉用されているわけである。だから、同時代の人々はこの第二の意味における *banntaiding* の概念を規定して、それは「*Bann* 集會において、または誓約の場において判告された限りのもの、すなわち、まったく眞實以外の何ものでもない」(VII. 1027. Wenden 1431) とした。

(5) スタイエルマルクのワイズテューマーは Österreichische Weistümer 13 Bde. のうちの第六巻と第十巻に收められた。

(6) Österreichische Urbare III. 1. Die Urbare des Benediktinerstiftes Göttweig. 1906. I. 1. Landesfürstliche Urbare Nieder- und Oberösterreichs. 1904.

(7) 「ワイズテューマーと村落裁判」(「一橋論叢」四十一

一、昭和三年(十四頁)。

(8) 例えは法判告の形式をまたなす Markrecht, Dorfordnung のほかに各種の公的布令、特許状その他もある。ノイシュターター憲法にのこすは H. Baltl: Die österreichische Weistümer. MIOG. LIX. Bd. 1951 S. 372. 参照。

(9) H. Baltl: Weistümer a. a. O., S. 380.

(10) G. Winter: Das niederösterreichische Bann- und Weistümmwesen im Umrisse. in Jahrbuch für Landeskunde von Niederösterreich. 13/14 Jahrgang, 1915. S. 198.

(11) ノイシュターター Wiener-Neustadt の二街道筋に居住する者の特權の記録 (VII. 94. 1254/5 od. 1267/8.) による。他の二の Aspengang の二種別圖説を記したる (VII. 1053, 1295) による。

(12) VIII. 956. Kottes 1330. VIII. 897. Weinzierl 1340. IX. 509. Melk 1340.

(13) 史料によつて確定したる限りでは三世紀以前半までは無い。即ち Klosterneuburg の 1111—1113 年の文書、同 1115—1118 年の土地賣渡、Heiligenkreuz の 1121 年の文書などは既にバンタイディングの記録がある。Vgl. ÖW. VII. XIII. Einleitung von G. Winter.

(14) J. Grimm: Deutsche Rechtsaltertümer, Leipzig

1899, S. 438 f.

(15) ケースタットのキルヒスノイシュターター研究の始祖と云ふ者 J. P. Kaltenbaeck はそれを裁判集會の開かれた國境に於て (Die Pan- und Bergtaidingbücher in Österreich unter der Enns, Wien 1846/7) 採つては H. Baltl の註文に引照して (Die ländliche Gerichtsverfassung Steiermarks vorwiegend im Mittelalter. Wien 1951. S. 212) 著 E. Osenbrüggen (Rechtsaltertümer aus österreichischen Pantaidingen. Sitz. Ber. d. Wiener Ak. d. Wiss. Bd. XLJ, S. 166) 著 G. Winter: Banntaiding a. a. O., S. 203. 採つては裁判國民が集會に參集しそれに協力すべき有刑の義務だと説明してゐる。また、西南ドイツの地域であれはと問題となす Zwing und Bann の關係にのこすは、その著者 H. Wiessner: Tving und Bann, Baden 1935. S. 25 ff. 著 U. Stutz: Zur Herkunft von Zwing und Bann. ZRG. Germ. Abt. 57. 1937, S. 289 ff. 参照せらる。

(16) A. von Luschn-Ebengreuth: Geschichte des älteren Gerichtswesens in Österreich, Wien 1879, S. 162. G. Winter: Banntaiding a. a. O., S. 202.

三 バンタイディングの日時、場所および領域規模

バンタイディングは原則として毎年きまつた時期にきまつた

回数だけ開かれる定期集會であつた。もっとも、十六・七世紀以降になると、開催時期はしばしば慣習的な日時に拘束されず、ときにはヘルンシャフトの意志に任されることもあつた(XI. 295. Alberndorf 18. Jh.)。バンタイディングの回数は年に一回から四回まで、ところによりまちまちであつたが、四回の場合は少く、十四・五世紀においては年三回というケースが多かつた。A. von Luschin は年三回の定期集會とこの形式に注目し、そこにはフランク時代の裁判制度の「*drei eohle ding*」の原則が貫かれていたものと説明している。⁽²⁷⁾しかし、その當否はさておき、集會の回数は時代が降るとともに一般的に減少し、十七・八世紀になると、一年に一回しか開かれないうところが壓倒的に多くなる。ウィーン周辺の村々では二年に一回という例も少くなかつた。⁽²⁸⁾ところで、バンタイディングが終ると、普通はその十四日後に *Nachaiding* が行われた。これは正規の集會において處理しきれなかつたこと、問題にし忘れたことをとり扱うための補助集會であり、「*nachaiding* は *bann-aiding* と同一の權威をもつ」(IX. 342. Hollenburg. 1400)のが通則であつた。したがつて、集會の回数はナンタイディングまで含めても、多くてせいぜい年六回程度のものであつたわけである。

日時は月日によつてではなく、宗教的祝祭日と週日との組み合わせによつて表現された。例えば「*st. Georgen tag*」の前の日曜」といつたたぐいである。週日のうちでは日曜がとくに好まれ、金曜と土曜は非常に少い。また開催日は四季いづれにも

及んでゐるが、全體を通じて壓倒的に多いのは聖ゲオルグの日(四月二十二日)であり、それについては聖ミハエルの日(九月二九日)とリヒトメス(二月二日)が多い。集會が年三回行われるときには、ほとんどの場合、その開催日はこの三日またはその前後にきめられていたようである。

集會場所を明記したテキストは少く、またこの点についてはこれといつた原則は認められない。多くのバンタイディングは *Richter* または *Amtmann* の家、村參事會館、ヘルンシャフトの城、教區聖堂、倉庫などで開かれたが、農民の家が會場にあつたケースも稀にはあつた。(VIII. 1074 *Grünzing* 17. Jh. VII. 27. *Kirchberg* nt. 1650)。また、三本のはんのみ(St. 11. 原(VIII. XX *Groß-Haselbach* 1601) 聖堂わきの里(IX. VI. *Döllersheim* 1705) 石のみ(IX. 160 *Micherndorf* 1648) など戸外で行われるところも少くなかつた。

さて、私はこれまでの文章のなかで、しばしばバンタイディングを「村落集會」とのべてきた。しかし、實はバンタイディングが果して村落の集會であつたかどうかは決して自明の事柄ではなく、その点からまず第一に検討しなければならぬ問題なのである。そこで、つぎに、バンタイディングが領域的にいつていかなる規模の集會であり、また何を單位として開かれたのかを検討してみよう。

低地オーストリアの場合、バンタイディングにその外枠を提供した地域單位にはおよそつぎの四つのものであつた。第一に、壓倒的に多くのバンタイディングは定住領域(*Stiedlung*)

(55) 低地オーストリアのパンタイディングについて

を単位として開かれた。すなわち村落、市場、都市ごとに行われたわけである。そして低地オーストリアは一部の山村地方すなわち南西部 (Alpenvorland) と北西部 (Waldviertel) を除いて、典型的な集村定住の地域なのであるが、少くともその範囲においてはほぼ全面的に村落(またはそれが市場権をもつ際にはマルクト)が集會單位になっていた。兄弟村または近接村落が二つ三つ集って共通のパンタイディングをもつ場合(19)もその中に加えるならば、低地オーストリアでは一村一パンタイディングが通則であったといってもそれほど大きな過まりではない。しかし、その他の場合がなかったわけではもちろんない。第二に、聚落いがいの自然的まとまりを單位とするケースがあった。例えば山間の小峽谷 (VIII, 985 Thale Wachu 1493) / ドナウの中洲 (VII, 783, Werd 1460) が集會單位となるような場合であるが、これは Einzelhof の地域などにみられる数少ない例外である。第三に、パンタイディングは時として教區を單位として行われることがあった。しかし、F. Grass の研究したチロールと異り、低地オーストリアではその数は非常に少なかった。第四に、Amt とか Herrschaft とよばれる支配領域を單位として開かれるパンタイディングも、ワイズテューマーには相當でてくる。Amt は大體例外なくグルントヘルシャフトの所領管理單位であるが、ヘルシャフトの方は所領單位というよりむしろ政治單位であり、村落規模をはるかにこえる公的裁判・行政領域を表わすことが普通であった。ヘルシャフトはまた、しばしば流血裁判権を併せもったラントゲリヒトの區

劃でもあったが、そうした廣い領域規模の集會はチロール、ザルツブルグと異なり、低地オーストリアでは比較的少なかった。そしてこゝでは、大グルントヘルシャフトの中心部にみられる強大な一圓所領の地域(20)とか、Einzelhof 定住の山村地方(21)において、こうした支配領域ごとにパンタイディングの開かれるケースが多かったようである。

以上四つの型のうち、全體を通じて問題なく支配的であったのは第一の、聚落を單位とするパンタイディングであった。つぎの表は十四・五世紀のワイズテューマーのうちパンタイディングの記事のあるもの一四四點について、集會の領域單位を檢討してみた結果である。統計の作成にはまったく不向きなワイズテューマーを使って

集會の領域單位	件数	百分比
Dorf	83	58%
Markt	34	24
Stadt	5	3.5
ヘルシャフト領域	14	9
自然的區域	4	3.5
教區のもの	2	1
不明のもの	2	1
計	144	100

に多かったという傾向だけは明瞭にみとれるであろう。村落、市場、都市の三項目をあわせれば、それは優に全體の八五%にも達しているのである。

(17) Luschn: Gerichtswesen a. a. O., S. 162.

- (21) Sikering, Sechenals, Penzing の領の村の事。
VII. 581, 624, 667, 693, 791. VIII. 1082. 参る。
- (22) 同。VII. 918. Nussdorf und Heiligenstatt, 15. Jh. VIII. 178, Schatterlee 1489. IX, 432, Arndorf, 15. Jh. 参る。
- (23) 同。VII. 472. Pfarre Alland, VIII. 109. Pfarre Zistersdorf, 15. Jh. 213. Retz, 1437, 1062, Pfarre Litschau zu Eisgarn 1599. 参る。
- (24) F. Grass: Pfarrei und Gemeinde im Spiegel der Weistümer Tyrols. Innsbruck 1950.
- (25) ミュンケッセルの村 Luschin: Gerichtswesen a. a. O., S. 103 ff. H. Balth: Gerichtsverfassung a. a. O., S. 29 ff. H. v. Volkehin: Die Entstehung der Landgerichte in bayrisch-österreichischen Rechts-Gebiete. in Archiv für Österr. Gesch. 94. Bd. 1907 S. 1 ff. O. Stolz: Geschichte der Gerichte Deutschtirols. AÖG 102 Bd. 1913 S. 83 ff. を参照せられた。
- (26) 例を以て Götting 修道院のある Göttingberg を中心として、東西五軒、南北八軒ほどの地域が修道院の一本木になっており、その中には十三の村落と一つの市場が含まれていたが、このにおいてはそうした聚落がバンタイディングの單位をなさず、それを全部あわせた一本木の規模で集會が多たれた。(IX. 336. Götting 1588)
- (27) IX. 211. Amt Pihra 14/15 Jh. 292, Herrschaft

Ochsenburg 1438. 324, Herrschaft Araburg, vor 1510. 331. Herrschaft Hohenberg 1572. 692, Urbaramt Waldhofen, vor 1543. などがある。

(28) 十四・五世紀のテキスト中でバンタイディングの記事のなりのものは三一點ある。なお、ヘルンシャフト領域を單位とするもの十四件のうちわけは、アムト五、ヘルンシャフト八、その他一である。

四 バンタイディングの構成

バンタイディングの構成は場所により多少の相異はあったにしろ、全體を通じて基本的にはかなり統一のであった。(1) Vorsitz. 及び、座長の席には裁判権を象徴する杖 (Richterstab) を手にした Vorsitz がついた。彼はまたしばしば Richter ともよばれたが、その地位は幾つかの點で今日の裁判官と異なる。集會における彼の権限は名前から豫想されるところよりも狭く、判決發見の権限をもたぬ單なる司宰者にすぎなかった。しかし、その反面、裁判権の所有者として彼は罰金その他の裁判收入を取得しえた。そうした Vorsitz の座をしめることができたのは、まず、その地域の裁判権をもつオルツヘル (Ortsherr) またはその代理人である。だから、そこには修道院長、司祭、それらのフォークト、ランドスヘル、世俗貴族などのヘルンシャフト層がはいる。つきにその村がランドスヘル支配下にある場合とかバンタイディングがラント裁判區單位に行われる場合には、しばしばラントリヒターが座長席についた。

(57) 低地オーストリアのバンタイディングについて

(26) また、ドイツにおける Dorfmeister にあたる Dorfrichter が裁判官の杖をもって集會を司宰することもあり、そのような場合には、しばしば裁判收入に對する一定のとり分が彼に認められていた。(27)

(2) Beisitzer, Vorsitz 等の席に隣りあわせて、その村に所領をもつ諸グルントヘレンまたはその代理人、その地に何かの利害關係をもつヘルンシャフテンが陪席した。彼らはしばしばワイズテューマーの末尾に附された一連の署名の中に顔をだしているが、バンタイディングでの役割はほとんど單なるオブザーバーにすぎず、とりわけ問題とするには當らない。

(3) Schranne. あるいは "geding" とよばれ、十二名内外の村びとから構成された。これは集會において中樞的役割を果す機關であった。すなわち、次節で詳論するように、バンタイディングの立法活動に際して村の慣習を判告したのは彼らであり、またそれに續く争訟の審理において判決をくだしたのも彼らであった。だから、どこにおいても Schranne の選出は慎重に行われ、單純にゲマインデ側の選定にまかせるとか(VII. 23. Feisritz 1643) 領主の一方的任命による場合(VIII. 84. Erdpress 16. Jh.) は少なかつた。普通は、まずドルフリヒターと村諸役(Vierer, geschworene etc.) がそこに座をしめ、さらに一般村民の中から皆に尊敬される、しつかりした、法に通じた、もしくは最年長の人々を追加するという方法がとられた。その村にグルントヘルが數人あるときにはそれらの所領管理人 Amtmann と Schranne に連なることが多かつた。例え

ば Kirchberg am Wechsel (VII. 32. Erste Hälfte d. 16. Jh.) においては、村内に土地を所有する四人のグルントヘルが、おのおの自分の領民のなかから三人ずつを選び、そこへドルフリヒターを加えた十三人が Schranne を構成した。要するに Schranne の選出にあたっては、それぞれの村の特殊事情に應じて村内各部分の利害と意見が、最も偏りなく反映されるよう工夫がこらされているのである。

(4) Vorsprecher と Weiser. Vorsprecher はふつう一名で Redner とよばれ、Vorsitzer の近くに座をしめた。これはオルツヘルが同伴してくる場合と、村人の中からその場で選出される場合とがあつた。彼の任務は司宰者の命令の傳達、出席者の點呼、原告、被告の召喚など集會の進行に關する業務と、ワイズテューマー、諸法令、布令などをよみあげる仕事とであつた。Vorsprecher は業務の代價としてふつう十二スニヒの貨幣給をえたが、それは種々の現物で給與されることもあつた。ところで、Vorsprecher が法を告知するとき、傍らで彼に「注意を與え舵をとり」(zu mahnen und zu steuern) 忘れなことを間違へたことを「耳もとひちぢややく」(in die ohren zu rannen) のが Weiser の任務であつた。したがって、彼はゲマインデの權利に通じた人でなければならず、必ず村民の中から選ばれた。Weiser は無給であつた。

(5) Umstand. 最後にバンタイディング参加者全員が立會人になる。彼らは集會中、例えば Erdpress (VIII. 84. 16. Jh.) などで起立、無帽のまままで通さなければならなかつた。ま

た、その間彼らには靜肅が強く要請され、個別的な發言と討論はまったく許されなかつた。つまり、村民の意志は全面的に Schranne を通じて表明されたのであるが、その代表機關に彼らの意志を反映するため、Unstand は集會の途中で三度だけ席をはずし、協議することが認められていた。こうした協議がいわゆる "sprach" であり、ワイズテューマーの章節はこの三つの sprach によつて分けられることが多かつた。また、第一の sprach は領主側の諸權利、第二はゲマインデ側のそれ、第三は諸種の罰則と罰金額を規定するというように、各 sprach にそれぞれ特定の問題對象をふりあてられる場合も屢々あつた。⁽⁸⁰⁾

さて、Unstand にふれたついでに、それとの關連において、この際、バンタイディングへの出席基準についてもう少し立ち入つて検討し、その點からみた集會の性格をとくにグルントヘルシャフトとの關係に留意しつつ考えてみたい。さきにわれわれは、バンタイディングという集會の規模を検討した際にそれが大體において村落を單位とする地域集會であつたことを確認したが、その地域集會としての性格は集會への参加資格——というより義務——の基準を検討することによつて一層明らかになる。低地オーストリアでは最も古いワイズテューマーの一つである Kottes のそれ (VIII. 957. 1330) は「faigen (村) 内に住むものはすべて、ヘルであれツネヒトであれ、貧者であれ富者であれ」こぞつてバンタイディングに出席すべきことを定めてゐる。同じく Burgstall では、「全ゲマインおよびマルク内の平地に畠をもつものはすべて」(IX. 576. 1376) そこへ参

加しなければならなかつた。つまり、村内に居住するということがほとんど唯一の出席基準だったのであり、そのほかに特別の財産的もしくは身分的條件は必要としなかつた。せいぜい條件としては、「村内に自らのかまどをもつ」(XI. 303. Weisersfeld. Ende d. 16. Jh.) と「村内に behausts guet をもつ」(XI. 50. Soog. 16. Jh.) ことがときとしてあげられてゐるにすぎない。そして、村民全部によつてバンタイディングが構成されるといふこの原則は、それらの村民が異つたグルントヘルの土地保有者であるような村においても妥當した。

すなわち、低地オーストリアにおいてもグルントヘルシャフトの所領分布は分散傾向が強く、したがつて非常に多くの村落は多領主型 (mehrerschattliches Dorf) だつたわけである⁽⁸¹⁾が、やはりそうした村においても、グルントヘルシャフト關係には係りなく、村びと全部が集會に参加したのである。例えば、十四世紀末 Brühl のテキストは「この thal に住むものは、わがヘルの領民も他のヘルの領民もすべて」(VII. 572) バンタイディングに出席すべしと規定してゐるが、このような表現形式はワイズテューマーにおける集會参加規定の一つのきまり文句にさへなつてゐる⁽⁸²⁾。また、Wolfpassing によつては「村内に領民をもつ領主はことごとく彼の領民とともに忠實にバンタイディングに出席すべし」(IX. 43. 15/16 Jh.) とされてゐる。これに類似した表現は非常に多い。そうした史料個所を引用すればきりが無いが、最後に一つ Freising 修道院の例だけをあげておこう。修道院は Eins 上流の峽谷に (Einzelhof

の地方) 相當の所領をもち、それを Holstein と Gesting の二管理區 (Urbaramt) に分けて管理してゐたが、同時に兩者をおわせた全域において一つのバンタイディングを開く権利ももつてゐた。だから、こゝではグルントヘルンシャフトの所領行政單位がバンタイディングの外枠をなしてゐるわけであり、これだけみるならばこの集會はいかにグルントヘルンシャフトの機關であるかのような印象を興える。しかし、一歩進んで集會への參加規定をみるならば、こゝにおびつてゐるそのバンタイディングには修道院の土地保有者のみではなく、「ノムマ、H、ウグ」に居住する領民ならびに他のヘルの臣下を含む被保護民がこゝに「ain ieder hausgenoß oder vogtknecht auch anderer herr leut」(IX. 703. 1504) 參集したことが分るのである。疑いもなく、この場合でもバンタイディングは「わは超グルントヘルンシャフト的に構成されてゐるのであり、單にその領域的外枠としてグルントヘルンシャフトの所領管理區を借りてゐるにすぎない。バンタイディングは決してグルントヘルンシャフトの領民集會ではなく、つねにそれをこえた地域集會であつた。

(26) 例へば IX. 187. Gemein-Lebarn 1598. XI. 159. Unter-Oberndorf 1514 などみよふべきである。

(27) 罰金の分け方は様々で、十二スニヒの罰金の場合にはすべてドルフリヒターが取得する方法 (VIII. 323 Eipeltan, 375 Tresdorf, 472 Heutzental など) すべてこの事件につき罰金額のうち十二スニヒだけは彼が留保する方法 (IX

33 St. Andra) 事件の種類 (例へば民事事件) で分別する方法 (VIII. 515 Gross-Weikersdorf) などの他があつた。

(28) Vorsprecher の權限については IX. 42. Wolfpassing (15/16 Jh.) などと VII. 63, 118, 132, 189, VIII. XXII. IX. 188. などを見れば各個所に記述がある。

(29) Weiser については VIII. 582 Neudorf 1686. 821. Zwetzel 1499, IX. 187 Gemein-Lebarn 1598 など他。

(30) 例へば VII. 96 Lichtenwert 1520, VII. 102 Zillingdorf, XI. 167 Nieder-Absdorf Mitte d. 15. Jh. など他。

(31) H. Bahl はホルンマントンのノイムスターターを全部發給した結果その領土の大部分は多領主型の地域に發給してゐたことを確認してゐる。H. Bahl: Weistümer

a. a. O., S. 390 ff. Vgl. O. Stolz: Weistum und Grundherrechaft. VSWG. 29, 1936, S. 168 ff. A. Mell: Grundriß der Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte des Landes Steiermark. Graz 1929, S. 218, 225 f.

(32) 例へば VIII. 238, Dunkelstein 1630 などと VII. 292, 351, 599, IX. 9, XI. 188. などを見よ。

(33) IX. 21. Werdern 1555, 67, Königstetten Ende d. 16. Jh. 87, Muckendorf 1613 など他。

五 バンタイディングの活動

バンタイディングにおびつてはゐるゐるのことが行われたが、なかでも集會の最も大きな注意と活動を要求した三つの對象

は、當該村落の法を定めること、その法に基づいて村内の争訟を解決し苦情を處理すること、および村役人を選挙することであつた。以下順をおつてそれらの活動の手續きと内容とを考察しよう。

A 法の判告

〔法判告の手續き〕 バンタイディングの立法に法判告機能はその記念物として大量のワイズテューマーを後世に残したが、われわれはそれを通じて集會の運営の模様をかなりの程度まで知ることができる。中世特有の固苦しい煩瑣な形式をふんで集會が成立し、出席者の點呼と Schranne, Vorsprecher など諸機關の選出がすむと、まづ先に法の判告が行われる。その様式はさまざまであり、時代的にも口頭傳承を公開する段階からヘルシャフトの一方的布告にいたるまで幾段かの變遷があつた。しかし、十四—十六世紀において問題となるのは、大きくいって二つの形式である。その第一は典型的な „Frag und melden“ (問答) の形式であり、言葉本來の意味における農民判告 (Weisen) である。一例をあげるならば、一四一一年の Trins においては、村民の中から選ばれた十三—十五人の Schranne が集會司宰者 (この場合はラントリヒター) の質問に對して、「古來の法と慣習はいかなるものであるかを答え」(II 292) その判告結果が記録されて同村の法とされた。すなわち、座長席のオルツヘルが各項目ごとに「村の法は何か」を問い、Schranne の代表がそれに對して村の慣習を判告するのである。座長はしばしば Schranne の判告に對する異議のあるなし

を公に問うが、これはごく形式的な手續きにすぎなかったようである。そして、このような問答が一項々々積み重ねられ全體として村の法 (ワイズテューマー) が作られたわけである。

第二は、既にワイズテューマーの形に文書化された村の法を讀みあげる (Vorlesung, Meldung) 方法である。これはもはや本來の法判告とよぶことはできないが、その原則はやはりこの場合にも別の形で貫かれていた。すなわち、ここでは、Vorsprecher によつてテキストが一項々々 „fein langsam und wolbedeit“ (はつきり、ゆっくりと、また慎重に) (XI 338, Stetteldorf 1602) 讀みあげられる。それに對して座長席のオルツヘルは Schranne に向つて「一項目ごとに、それが gemain recht und recht であるか否か」(VIII. 381, Leobendorf 1409) または「條項が古來の慣習の通りであるか否か」(IX 367, Göltweig 1586) を質問し、彼らの誓約に基づく確認を求める。また、讀みあげられた法に對する承認は、項目ごとにはなく、「仕來り通りに讀みあげられた諸條項をすべて聞いてから」(IX 658, Amstetten 15. Jh. nt. 10) 一括して行われることもあつた。しかし、いずれにしろ、テキストの諸規定に法的權威を與えるのは、確かにそれが古來の慣習だとする農民の判定に外ならなかつたのである。ただ、この場合には、第一の形式と異り、文書作成の過程その他を通じて、ヘルシャフト側の影響力が及び易かつたこともまた否定できない。そして十六・七世紀になるとこの傾向は更に進み、しばしば、體系的ではあるがいかに無味乾燥な法規がヘルシャフトと法律専門家によつ

(61) 低地オーストリアのバンタイディングについて

て編纂、制定されたのであるが、少くとも十四—十六世紀においては、そうした上からの一方的條例布告は極めて稀であった。

〔法判告の内容〕 ワイズテューマーの内容いかんというこの問題を論ずるに際して、どうしてもふれておかなければならないのは、この点についてのいわゆる「グルントヘルシャフト學說」の見解である。ほど今世紀二十年代ごろからのことであるが、ワイズテューマーはゲルマン上代の遺制をとどめた農民の團體的自治法であるという古い見方の批判として、その莊園法起源とグルトヘルシャフト的性格が強調されて以來、ワイズテューマーは内容的にも壓倒的にグルントヘルシャフトの利益にたつものであったとする見解が廣く學界を支配するようになった。この立場はドイツ法史の教科書にもとりいれられ、例えばH・ミッタースはE・パツェルト、H・ヴィスナーの研究をうけいれて、「ワイズテューマーはとりわけグルントヘルシ農民の關係についての史料である」とのべている。しかし、この見解は果して正しいであろうか。

あらゆる先入観をすてて、數十點のワイズテューマーを通讀するならば、われわれはただちに、そこにはグルントヘルシの權利についての規定が非常に少いことを發見するであろう。そればかりではなく、グルントヘルシ農民の關係を規制することがワイズテューマーの主目的ではない、ということに氣づくのもそれほど困難ではあるまい。ワイズテューマーはしばしば村落または裁判區劃の境界規定にはじまり、農民に訴訟提起を促す條項で終っており、そこには文字通り生活萬般の法が記されて

いるが、なかでも目立って多い項目としてはつぎのようなものをあげることができる。すなわち、村落裁判權の所屬、訴訟と判決の手續き、上級裁判の管轄との調整など裁判についての條項。傷害事件を含む刑事犯罪、公共の平和と家の平和の侵犯に對する罰則。村役人の選出方法など村行政についての規定。共同地と共同施設の利用、管理、修復についての規則。消防、度量衡の管制、境界標識の補修などといった警察的規定。製粉、製パン、酒場、浴場など公共的營業についての統制法規。借金と質の問題など民事係争についての規定などである。そして、それらに較べれば、グルントヘルシの權利を記した條項は量的にもその重要性においても、極めて小さかったといわなければならない。また、右に列挙したところからみて明らかのように、ワイズテューマーの規定内容は決してヘルシャフト側または農民側の一方的利益にたつものではなく、それらをこえた一般の法益に奉仕するための、いわば公共の利益 (allgemeine Interesse) にたつものであったといふべきであろう。

さきにみたようなバンタイディングの全村的構成ということも、實は集會の任務そのもの、すなわち、地域社會としての村の生活を全體として規制する法を作るといふこととやらはらの關係にたつているのである。農民は確かにグルントヘルシに様々な型で隸屬しており、グルントヘルシ農民の關係が村生活の一部である限りにおいて、それが法判告の對象となるのは當然であるが、それはあくまでも全體としての村生活の一部として問題となるにすぎない。村の經濟的、法的、社會的日常生活を秩

序づけ、村の平和を維持することがバンタイディングの目的であったのであり、そのための規則がライムスチューマーの主要内容に外ならなかったのである。

(34) これはあらゆるチキムツに示されておるが、それを紹介したものとして G. Winter: Banntaiding a. a. O., S. 214—9. を参照。

(35) 例えは VII 678, Laa 1413, 794, Hernalis 1520. IX 55, Wildenhag 1454, 42, Wolfpassing 15/16. Jh. など。

(36) どういうのは、異議のある時にはどうするかという點に言及してある史料はまったく無きからである。右の史料個所参照。

(37) 例えは Heiligenkreuz 修道院のチキムツなどの村のものでも非常に似通っており、明らかにチキムツ作成の點で指導権を握ったバンタイメントが一つの雛形を多くの村にあつたことである。Vgl. VII. 386, 409, 443, 458, 533, 560, 1027, 1046. VIII 9, 34, 84, 206.

(38) VIII 545, Ravelsbach 1791, IX 349, Hollenbourg 1563, XI 66, Rohrau 1717, 136, Hornstein 1670. U. S. W.

(39) 例外として VII 664, Grafenwerd 1433, IX 519, Melk 1497 など。

(40) このような學説は、いわゆる「ウィーン學派」によつてとくに強く主張されたのであるが、その代表的研究は E. Patzelt: Entstehung und Charakter der Weistümer.

Baden 1924. H. Wiessener: Sachinheit und wirtschaftliche Bedeutung der Weistümer im deutschen Kulturgebiet. Baden 1934. など。

(41) H. Mitteis: Deutsche Rechtsgeschichte. München 1952. S. 143.

B 裁判と苦情の處理

法の判令または讀みあげがすむと、バンタイディングの第一の大きな任務、争訟の審理と判決がはじまる。このことを Ravelsbach のライムスチューマーは極めて簡明に、「告訴または苦情申立て (beschwörung) をせんとするものは、pantäting が讀みあげられた後ただちにそれを提出することができぬ」(VIII. 533, 1543) と記してゐる。そして、この裁判はすんでのバンタイディングにおいて例外なく行われ、Melk のチキムツが「バンタイディングのとくに重要な目的は (vorzüglich wichtiger gegenstand) 何いといふもあれ、市民によつて提起された訴えをとりあげることである」(IX 547, 1793) と明言してゐる。

「裁判の手續き」原告はバンタイディングにおいて他人を告訴しようと思つたら、三日前にその旨を相手側に傳へ法廷に召喚しなければならなかつた。Waidhofen, St. Peter その他では原告に對して、あらかじめ二人の隣人と共に被告のもとへ赴き、示談の努力をなすことが要請されており、さもないときは「その告訴は無効であり受理されなかつた。」(44) こうして召喚を受けた被告は必ずバンタイディングに出頭しなければならず、

もし缺席した場合には七二シニヒの罰金を課せられた。⁽⁴⁶⁾さて、裁判が始まると原告は Schranne の前に進み、隣人たちにもよく分るようにはっきり告訴理由をのべる (VIII 118, Sandersdorf 16 Jh.)。ついでこれに反論のある被告は抗辯 (antwort) をするわけであるが、反論のあるケースは十四日後のナッハタイディングに廻される場合もあった (VIII 840, Zwetzel 1499)。ところで、問題はこうした争訟に對して誰が判決をくだしたのかということである。多くのワイズテューマーは、裁判権の所有者であるオルツヘルを記した箇所において、彼がパンタイディングを開き、alles richten und gerichten “する” ことができ (VIII 704, Gobeisburg, Anfang d. 15 Jh. etc.) と規定している。しかし、この規定を文字通りにとつて、裁判の判決をくだしたのはオルツヘル自身であったと考えるのは正しくない。むしろ、richten und gerichten “とらざる” の方は、彼に歸屬する裁判権を表現するためのきまり文句であるにすぎない。オルツヘルの實際の役目は「ゲマインの意見にしたがって」判決をいし渡すことのみであり、「不正……とそれに對する罰は geschworen へ erber geding によつて判定 (erkennen) せよ」(VII 369, Neusiedel Anfang d. 15. Jh.)。より具體的によれば、「リベターが schranne の一員に判決 (urteil) を問う。もし彼が答ええなむ時は全 schranne が協議して、しかる後に判決をくだす」(IX 699, Waidhofen 1543) のである。つまり、パンタイディングにおいて行使される「裁判権」はたしかにヘルシャフトが所有しており、

彼はそれに見合うものとして裁判諸収入を手にいれることができ、また、權利そのものを私權的に賣買、交換、入質することができた。しかし、そのようなヘルシャフト的裁判権は、現實には彼自身またはその役人によつて行使されていたのではなく、農民的トレーガーによつて、いわばゲノッセンシャフト的に擔當され實現されていたのである。中世農村法制におけるヘルシャフトとゲノッセンシャフトの相互關係は、ここに一つの具體的好例をみせている。

控訴についての規則はとこころにより異っていたが、全體として第一審重視の傾向がはつきりみられる。判決に對する不服従が重い罰金 (つうは五フント) をともなつたことは、實質的に控訴を仰える効果をもつたであらうし、あらゆる上級審への上告をはつきり禁止したところもあった (VIII 905, Stratzing 15. Jh. XI 350, Stetteldorf 1602)。しかし多くの村では、パンタイディングの判決に大きな權威を認めつつも、それに對する控訴をもまた許していた。例えば、Allentsteig においては、控訴を許されたが、ヘルシャフト Allentsteig への控訴が許される。(VIII 280, 1585)。十フント以上のケースのみに控訴が許される場合も多かった。⁽⁴⁷⁾控訴審は、もちろん、パンタイディングの上位にたつラント裁判所が最も普通であるが、パンタイディングとは別に不定規に開かれるオルツヘルの法廷が控訴審となる場合も少くなかつた。⁽⁴⁸⁾

刑罰の執行方法については史料の證言が少いたためほとんど分らない。たゞ Seitenstetten では被告に罪を認めさせた上で、ホーフリヒターまたはアムトマンが「貧富の差別をせず公正に刑を執行」した (IX 733, 743, 16 Jh.)。また、Rosenburg では村役人 (Vierer) の責任において十四日以内に罰を果させるべく (VIII 789, 1604) Neu-Lengbach ではバンタイディングでくだされた判決はナンタイディングにおいて執行される (IX 124, 144) と規定されている。

〔裁判管轄の範圍〕 さて、バンタイディングの司法機能に關連して、つきに問題となるのはその管轄權である。この點についてワイズテューマーは、管轄事項を列擧するという方法をとらず、多くは上級裁判の管轄權に對比して消極的に範圍を限定するという方法をとっている。例えば Gobelndorf では、「上述の區域内にて起つたことは……死に價する三つの事件 (dreier sachen) 放火、窃盜、殺人を除いて……」バンタイディングの管轄に屬す (VIII 704, 5, Anfang d. 15. Jh.) と述べられており、またこれを Aliensteing では「重罪のみは (allein…… was malefisch ist) ラント裁判に屬するが、sust sein si alle in das panthäng“ (その他はすべてバンタイディングにおいて) 扱ふ」と表現している (VIII 279, 1585)。つまり、流血裁判所としてのラント裁判が管轄した三つの重罪 (つまり強姦を含めて四つとなる VIII 4, Markgraf-Neusiedel 1614) 以外のものは何でもバンタイディングに提訴することができたわけである。

しかし、いざそれを積極的な形でつかもうという段になると、管轄事項を真正面から列擧した史料がない上に、とり扱われたケースの裁判記録が残っていないため、なかなか手際よくすることが運ばないのであるが、多くのテキストからそれに關する断片的な記事を拾い集めてみると、バンタイディングにおいてとり扱われた主な訴訟事件はおよそ下記の三グループだったように思われる。(1) *rumor, schlagen, unzuht* とうとうな言葉で總括される刑事事件。そこには流血の傷害事件、家の平和に對する侵害も含まれる。(2) „rain stain weg steg zaun graben holzmeissen oder welcherlai……“ Althaltzberg のテキスト (IX 682, Erste Hälfte d. 15. Jh.) に列擧されているような、村民の經濟生活と村の共同生活についての警察的諸事項。(3) 不動産と借金の争いなどいろいろな民事訴訟の三つである。第三の點について、最近 H. Baitl は、スタイエルマルクの裁判制度を研究した際に民事事件をバンタイディングの管轄から除き、グルントヘル裁判所に歸屬せしめているが、⁽⁶¹⁾ こうした主張は少くとも低地オーストリアにはあてはまらない。それは、つぎのような Weikendorf のテキスト個所をひくだけでも明らかになる。そこにおいては、バンタイディングは……借金およびすべてその他の民事事件 (Bürgerlichen sachen) についで第一審として訴えをとりあげられる (VIII 47, 1535) とすべく明瞭に記されているのである。

〔公共的問題の處理〕 このように、バンタイディングの管轄事項は、ラント裁判に屬する重罪を除いてすべての事柄に及ん

なのであるが、その際とくに注目すべき點は、そうした管轄範圍内のことでありさえすれば、村民の個人的争訟ばかりでなく、ヘルンシャフトや村役人に對する訴えもまたそこでとり扱われたということである。例えば、Seitenstetten の一テキストによれば、農民たちは「……またパンタイディングにおいて Obrigkeit またはその役人に對しても公正な訴訟を……起すことができ」た (IX 734, Ende d. 16. Jh.)。また Tiesdorf でも同様に、「すべての人はパンタイディングで彼自身の苦情またはお互いの同志の争訟 および dorfbürglichkeit を gemein に對する苦情を正しく慎重に提出する」(VIII 372, 1685) することができた。つまり、パンタイディングは村民個人々人の問題ばかりでなく、ヘルンシャフト側のことまで含めて、村全體にかかわる問題をも處理することができたのである。

ところで、さらに進んで、そうした村全體にかかわるものとして一體どういふ問題がとり扱われたのかという問題になると、残念ながらワイズテューマーはまったく沈黙してしまふ。しかし、ちょうどその點について H. Demelius の研究「十七世紀の村落集會と領主裁判」が非常に興味ある材料を提供してくれる。Demeilus はハッサウ司教所有の Rentamt Königstetten の裁判記録を分析し、十七世紀にもどつては裁判制度のあらゆる面にわたつて農民のゲノッセンシャフトの權利が後退し、ヘルンシャフトの影響力が増大したことを確認してゐるのであるが、そうした一般の傾向にもかかわらず、なほパンタイディング本來の取扱の事項として残されてゐたのが——Demeilus

のいわゆる——村民「個人々の利害をこえた事柄」についての苦情處理にはかならなかつた。その中には、リヒターのとつた處理に對する苦情、共同の種牛の利用をめぐる問題、森番の不法行為に對する弾劾、小屋住み農の貢租が過重なことについての苦情などが含まれている。つまり、それらは村全體にかかわる問題であり、いわば今日の意味における「村政」の問題村象にはかならなかつた。したがって、そうした事柄を處理する場としてのパンタイディングは、場合によっては村の政治集會とでもいふべき色あいを帯びたわけであり、集會のもつ公的性格はこゝにこそ明瞭に示されてゐるのである。

(42) この點については P. Obwald: Die Gerichtsbeiträge der patrimonialen Gewalten in Niederösterreich. Leipzig 1907. S. 48. ヘルンシャフトが裁判集會であることを否定し、それは領主への諸貢租を徵集するための機關であると主張してゐるが、これはまったく問題にならぬ誤りである。Vgl. G. Winter: Banntaiding a. a. O., S. 221.

(43) VII 357, Gutenstein 15 Jh. 4200, VII 13, VIII 285, 580, IX 9, 21, 43, 87 etc. を參照。また Wartenstein 2250 は例外的に十四日前に召集が行われた (VII 910, 18. Jh.)。

(44) この點については IX 732, Seitenstetten 16. Jh. を參照。IX 693, 708, 718, 767. など參照。

(45) VII 13, 39, VIII 368, 411, 427, 475, 555, 575, IX

634.

- (97) 上の諸語のうち VII 391, 512, VIII 58, 293, IX 110, 176 等の他に記事がある。また、その罰金額は *Zwettel* (VIII 830, 1499) に於て二シリンゲンに上りつゝあった。
- (97) 例は IX 708 *Hollstein* 1504 を見よ。IX 893, 714 等の他がそれである。
- (98) これを米本史料館所収の VII 5, 391, VIII 293, 486, 1087, IX 562, XI 81 等の他がある。
- (98) VII 426, 431, 782, VIII 5, 249, 519, IX 110, 215, 456 etc.
- (99) VII 7, 16, 67, 235, 241, 730, VIII 17, 20, 36, 47, 116, 131, 168……IX 682 etc.
- (10) H. Batti: *Gerichtsverfassung a. a. O.*, S. 206.
- (10) H. Demelius: *Über Dorfverfassung und Herrschaftsgericht in 17. Jh.* in: *Jahrbuch für Landeskunde und Heimatschutz von Niederösterreich und Wien*. 1926/7 S. 38—68.

C 村役人の選任

バンタイディングにおいては、第三に、ドルフリヒター (*Dorfrichter*) とそれを補佐する村役人が選出された。低地オーストリアのドルフリヒターは他の地方で *Dorfmeister*, *Dorfvorsteher* など呼ばれるものとまったく同じであり、名前の印象とは異って村の裁判官というよりむしろ、村行政全般の責任をになう村の長であった。それを補佐する村諸役は、*Vierter*,

578

Sechser などと人数によはれる場合 *Geschworene*, *Beistände* などと裁判集會での役目にしたがってよはれる場合 *Rat*, *Ratpersonen* などとその協議、諮問機能によつてよはれる場合があった。森番、牧夫その他の下級役人はバンタイディングで選ばれるのではなく、ドルフリヒターによつて任命された。[*Richterwahl*] 私はずきに村役人の選挙をバンタイディングの三つの主要業務の一つに数えておつたが、それについては一つの問題がある。というのは、ほら十六世紀を境としてそれ以降においては、村役人の選挙はバンタイディングで行うのが原則であったからそれでよいとして、十四・五世紀においてはしばしばそのための集會がとくに、*Richtertahl* とよばれ、バンタイディングと一應區別されてゐるといふ事情があるからである。例えば、*Ipitz* では、*聖マルチン祭の前の日曜にバンタイディングが行われたのに對し、リヒターヴァールは年末の聖ステファン祭に開かれつぎり* (IX 780, 1444)。*Raxendorf* は前者が、*Prechentag* “後の月曜(後者は、*new sabbastag*”に行われた (VIII 1044, 1046, 1459)。また、年代はすつと下るが前にも一度ひびいた *Melk* の一テキストは、「バンタイディング……のとくに重要な目的は、何ごとにもあれ市民によつて提起された苦情をとりあげることにあるが、リヒターヴァールの際にはいかなる市民も苦情もしくは訴訟を提出してはならない」(IX 549, 1793)として兩者を區別している。すなわちここでは集會の司法機能と選挙機關としての機能が區別され、バンタイディングという名稱は前者のみに限つて用いられているわ

けである。もし、こうした用語法を重視し名稱の差に固執するならば、たしかにパンタイディングとリヒターヴァールを區別して考える意味も一應はあろう。しかし、一步その内容にたちいって検討するならば、われわれは兩者の差が決して本質的なものではなかったことを理解するであらう。

まず、右のような名稱の使いわけが一般的に行われた十四・五世紀においても、村役人の選挙がしばしばパンタイディングで行われ、またそれとは逆に、*Landrecht* の読みあげがリヒターヴァールで行われたという事實は、兩集會の境界線が決して超え難いものではなかったことを物語っている。むしろ、兩者の相異は單にとり扱う問題對象の差にすぎなかったのであり、集會の構成と性格においてはまったく異なるところはなかった。リヒターヴァールも關係諸領主と村民全部によって構成され、パンタイディングと同じ原則によって運営される村集會であった。つまり、リヒターヴァールは、専ら村役人の選挙のためにあてられたパンタイディングにほかならなかつた。だから、村集會の回数が全體として減少する十六・七世紀になると、兩方の機能が一つの集會に結合され、役人選挙がはっきりパンタイディングの行事の一つにとりいられるようになったのも當然である。

〔選挙の手續き〕パンタイディングにおける村役人の選任はヘルシャフト、ゲマインデ雙方の意志によって行われ、片方が一方的にきめることはほとんどなかつた。ふつうは村長がまず投票によって適當な者を仲間のなかから選出し、それに對して

ヘルシャフトが認否の斷をくだすという方法がとられたが、兩者の力關係いかんによっては、發言權の比重は當然どちらかの側に傾いた。したがって選任方式も、農民の自由な選挙の結果に對してヘルシャフトは單に形式だけの認證をするという型から、ヘルシャフトの拒否權が確立している段階をへて、ゲマインデの權利は二―四名の候補者を推薦することだけに限られるような型に至るまで幾種類もの様式があつた。いま、それらの方式を個別的に細かく觀察する餘裕はないので、こゝでは比較的標準に近いと思われる *Herzogenburg* の一例をとり (*IX* 231, 255 ff. 16 ff.)、それによってリヒターヴァールの手續きを具體的にのべてみたい。

Herzogenburg においては、リヒターと參事全員 (*Trat*) の選挙は「古來のよき慣習にしたがい」、聖トーマの日に行われる。まず、集會は前日の夕方までに裁判吏員によって豫告される。當日は午前十時までに在任する市民がすべて「リヒターのもとに」集り、さらに修道院長 (オルツヘル) またはその代理人の參列をまつて選挙がはじまる。市民は十二名の舊參事會員のうち「尊敬すべき、敬虔な、穩かな」、「最もリヒターにふさわしい人」をそれぞれきめて、その人に一人ずつ投票する。投票は秘密であり、好意や敵意に基づく選擇は嚴に戒められる。そして、投票の結果「最も多くの票をえた人がその年のリヒターになる。」ついで、市民は舊參事會員の中から三人を選びだしてその任を解き、同様にして一般市民の中から選出した三人の新參事會員と交替せしめる。「このような入れ替えは若い市民

が古い者と並んで何ものかを學ぶために行われる」のであるから、その際に「妬みや憎しみ」の感情を交えてはならない。さて、選挙がすむと、新しいリヒターと参事會員は市民とともに修道院へ行き、「慣習的誓約」をした後に修道院長の承認を求め、「選挙が正しく行われたときには」その承認は直ちに與えられるが、もし好意や悪意によって選挙が動かされ、「彼が修道院長または「修道院長」に就いて役にたつたなら」(Teuglich) 時には「修道院長は選挙結果を拒否し他のものを任命することが出来る。そして最後にリヒターと参事會の諸権限、印璽使用と保管についての形式はった確認が行われ集會は全部終了する。——これがリヒターヴァールの運営のあらましであった。

(53) 例えは VIII 351, Leobendorf 1409, 375, Piesting 1404, XI 392, Nieder-Rohrendorf 1450, 等々。

(54) 例えは IX 68, Königsetten Ende d. 16. Jh.

(55) この點を證明する史料箇所は非常に多いが、なかでも

VII 7 Kirchschiag Ende d. 16. Jh. さはじも、VIII 372, IX 64, 231, 509, 780 などを参照。

(56) ただ、ノットが一方的に任命した例外としては VIII 824, Zwelltel 1499 があり、また、ゲマインデの側に全面的な任命権が認められていた例外としては、IX 657, Amstetten Mitte d. 15. Jh. がある。

D その他の諸活動

これまでみてきたようなバンタイディングの三つの主要な任務のほかに、そこではなお幾つかの業務がとり行われた。以

下、それらをごく簡単に列挙しておこう。

(一) 貢租の徴集。バンタイディングにおいては Taidingspfennig, Mahlpfennig 等の他、裁判領主に對する、さうさうの貢租が徴集された。Taidingspfennig はまた Vogtpfennig とよばれ、裁判領主の大きな貢租のうち、いわばバンタイディング開催権にみあうものとして集會の際にとりたてられる部分である。ふつうは出席者あたり一率——十二ニニヒの貨幣貢租であったが、土地保有の規模に比例して賦課される場合もあり、燕麥、鶏、卵、酒などの現物で給付されることもあった。また、共同體が一括してそれを納める村も多く、その際には六十ニヒ前後のケースが一番多かったようであるが、最高は二ツフントにも達した。⁽⁵⁷⁾ この収入は Getzendorf という小村において、⁽⁵⁸⁾ etwas ziemliches “とびまわひらき (VIII 472, 1604)”。Mahlpfennig は集會に参加したヘルとその従者の食事を調達するための貢租であるが、金納の場合、物納の場合、そのどちらでもよい場合などがあった。その額はまったく一定してはいないが、例えは Witzleinsdorf (VIII 284, 15 Jh.) では、(イ) ラントリヒターに「ターレル」、(ロ) 彼の従者に十二ニニヒ、(ハ) 修道院(この場合のオルツヘル)の財務官に「ターレル」、(ニ) 修道院の料理人に十二ニニヒ、(ホ) 集會で飲食されたものの費用全部、というように相當の分量にのぼった。そのほか、集會におうてはときとして、⁽⁵⁹⁾ Marchutter, Vogthühner などが徴集されることもあった。それはいずれも典型的な裁判領主貢租であり、バンタイディングにおいてグルントヘル貢租

(69) 低地オーストリアのパンタイディングについて

がとりたてられた例は一つもない。

(2) パンタイディングにおいては、しばしば度量衡の検査が行われた。Burgstall (IX 578, 1375—1406) の一例をとるならば、ここではパンタイディングごとに村内のあらゆる秤、穀物秤、酒秤、物差が持参され、リヒターと村役人がそれを検査した。その場合、不正なばかりの所持者は七十二ペニヒの罰金を課せられたが、その金額は三ニターレルにのぼるところもあった (VIII 19, Wolfpassing 17 Jh.)。また、パンタイディングにおいては度量検査官の選任のみがなされ、実際の検査は彼らの日常的業務とされる場合もあった (IX 509, Kildb 1530)。

(3) 村内の火元の巡視、消火用具の検査もパンタイディングの機会に行われることがあった。もちろん、度量衡の検査と同じく防火巡察は必ずしもパンタイディングのみで行われたわけではないが、その機会がとくに好まれたのも集會、性格上、當然のことであった。巡視は多くリヒター、村長が行ったが、そのための特別な委員を任命する場合もあった。巡視の折に危険の判定をくだされたかまごを三—十四日の猶豫期間内に改善しない者は、七十二ペニヒから最高五ターレル (IX 613, Scheibis 15. Jh.) の罰金刑に處せられた。

(4) そのほかパンタイディングの際に、村財政の決算報告、土地その他販賣物權の公告、新たに來住した農民のうけいれ、犯罪容疑者の逮捕を行った例があるが、これらについてはそうした事實を指摘するだけにとどめる。

(5) 最後に Sautersdorf のキキント (VII 124, 16. Jh.)

が簡潔明快にのべているように、「パンタイディングが終った後では、すべての參集者が……會食をする (mit zechen) のが慣わしであった。」しかし、「非常に貧しいため會食を欲しない人」には、二ペニヒを支拂って缺席することが認められていた。會食費用の調達方法はまちまちである。實費の均等割りが多かったようであるが、あらかじめ細かに規定されている飲食物を共同體が責任をもって用意する場合もあった。しかし、費用は決して農民側の負擔と限ったものではなかった。例えば、Gföll においてはホルンシャフトが宴會費用を一切負擔したのであり、その額はパンタイディングの際には六、ナッハタイディングでは四、リヒターウマルでは實に十二—五フローリンにも達した (VIII 928, 1604)。また、集會におどとりたてられた罰金、過料などが會食費にまわされるといふ例もあった。

(57) 例えは IX 195, Hinterberg 16. Jh. のは、VIII 630, 718, 840 などがある。

(58) その例として VII 298, Glognitz, 562, Gaden 1590, VIII 1038, Mollenberg, Mitte d. 15. Jh. など。

(59) G. Winter: Banntaiding a. a. O., S. 230. などかられている史料箇所をみる。

(60) 例えは VIII 863, Stratzdorf 1400, VIII 426, Haselbach, Ende d. 16. Jh. など。

(61) これはドイツのワイズテューマーにはよく出てくるテーマであるが、低地オーストリアにおいては VIII 898, Weinzierl 1340, 等々、VIII 1039, Winberg vor 1513

がその例である。

六 あとがき

以上、論じたりない點はまだあるが、ともかく一通りは低地オーストリアのバンタイディングについて、主にその十四—六世紀における構成と運営とを概観した。そこで、最後に、これまでの考察によってえられた幾つかの結論をごく手短かに總括してこの稿を閉じたいと思う。

低地オーストリアからスタイエルマルクにかけて、中世後期の史料にひろく現れるバンタイディングは村落規模を標準とする地域集會であった。それはグルントヘルシャフト學說の豫想とは異ってグルントヘルとその領民の集會ではなく、村落の司法的、政治的支配者としてのオルツヘル、その村に何かの利害をもつ諸領主、ならびに村落共同體員全部によって構成される最高の村落集會であった。こうしたバンタイディングの構成は當然のことながら、集會の目的と任務に適合するものであった。集會は三つの主要な任務をもっていた。すなわち、村の法を作成すること (Rechtswesung)、それに基づいて村民の争訟を處理し、「村」の公共的諸問題を解決すること (Rechtsprechung)、および村長と村役人を選出すること (Richterwahl) の三つである。バンタイディングにおいて判告された法の記録がいわゆるワイズテューマーである。その内容は、決してヘルシャフト側または農民側の一方的利益を意圖したものではなく、むしろ、そうした一方的利害をこえた一般的な法益に奉仕するた

めのものであった。公共の利益の追及というこの集會の活動目的は、他の活動領域を通じても嚴然と貫かれていた。例えば、司法活動においても、いわゆる三つの重罪に含まれない事柄であるならば、村民個人間の争訟のみならず領主や役人に對する訴訟もとり扱われたのであり、村の公共的問題はそこでの審理の主要対象の一つであった。つまり、バンタイディングは決してヘルシャフトの利益を實現するためのヘルシャフト的機關ではなかつた。それが目的としたのは、ヘルシャフトとゲマインデの雙方を含めた村全體の地域生活を秩序づけ、保證することであつた。だから、集會の運営にあたっては、つねに兩者の協働を不可缺とするような方式がとられたのであり、それが集會の基本的な運営原則となつていた。例えば、法の作成においても、また法の適用の際にも、領主側の意志が一方的におしつけられることはなく、むしろ、實際にその機能を擔當したのはゲマインデの代表としての *offizium* であつた。また、村役人の選任にあつても、何らかの型で兩者の意志が選舉結果に反映されるような方法がつけねにとられた。したがって、もしこゝでバンタイディングとは何か、という問いに一口で答えるとするならば、それはつぎのようにいうことができるであろう。バンタイディングは村の平和を確保し日常生活を保證するために開かれ、ヘルシャフトとゲマインデの様々な型における協働によって運営される村の地域集會であつた。(これはさる五月の第九回日本西洋史學會大會における報告をもとにしてまとめたものである。)

(一橋大學大學院學生)